瑞 穂 監 第 53 号 平成 30 年 3 月 26 日

瑞穂市長

棚橋敏明様

瑞穂市議会議長

藤橋礼治様

瑞穂市監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 堀 武

行政監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第2項の規定により、行政監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

行政監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

随意契約事務(工事請負契約(修繕工事含む。))

2 監査の目的

自治体が締結する契約は入札を原則としており、随意契約は契約方式の例外方式であるが、適正に随意契約事務が行われているか監査する。

3 監査の対象

予定価格が 10 万円以上 130 万円未満の工事請負契約(修繕工事含む。)

4 監査対象期間

平成27年4月1日から平成29年8月31日まで

5 監査の実施期間

平成29年9月14日から平成30年2月13日まで

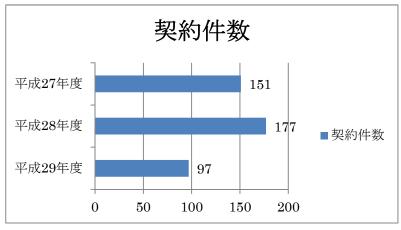
6 監査の方法

「行政監査調査票」(以下「調査票」という。)の提出を求めて全部署に対し検証するとともに、必要と認めた部署については、さらに関係書類等の提出又は提示を求めて職員からの説明を聴取して監査を実施した。

第2 随意契約事務の状況等について

1 随意契約事務の件数について

平成 27 年度から平成 29 年度までの随意契約事務の件数は、以下のとおりである。



※平成29年度は、平成29年8月末現在

2 所属別の取扱件数について

各所属から提出された調査票を集計した結果、上水道課が全体の 33.6%で 最も多く、次に教育総務課、下水道課、生涯学習課の順で続いている。

◆所属別の取扱件数について

	平成	27 年度	平成	28 年度	平成	29 年度	全	と 体
所 属	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
秘書広報課	3	2.0%		1	1	1	3	0.7%
企画財政課	_		1	0.6%			1	0.2%
総務課	10	6.6%	10	5.6%	4	4.1%	24	5.7%
管財情報課	7	4.6%	12	6.8%	3	3.1%	22	5.2%
市民課	3	2.0%	7	4.0%	2	2.1%	12	2.8%
福祉生活課	1	0.7%		1			1	0.2%
地域福祉高齢課	3	2.0%	_			_	3	0.7%
都市管理課	9	6.0%	12	6.8%	11	11.3%	32	7.5%
商工農政課	_		2	1.1%			2	0.5%
上水道課	45	29.8%	57	32.2%	41	42.3%	143	33.6%
下水道課	16	10.6%	19	10.7%	11	11.3%	46	10.8%
市民窓口課	_		2	1.1%	2	2.1%	4	1.0%
教育総務課	20	13.2%	25	14.1%	11	11.3%	56	13.2%
給食センター	9	6.0%	5	2.8%	2	2.1%	16	3.8%
生涯学習課	20	13.2%	18	10.2%	7	7.2%	45	10.6%
図書館	5	3.3%	7	4.0%	3	3.1%	15	3.5%
合 計	151	100.0%	177	100.0%	97	100.0%	425	100.0%

[※]平成29年度は、平成29年8月末現在

3 地方自治法施行令の適用号数について

各所属から提出された調査票を集計した結果、地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第167条の2第1項第1号を適用している場合が全体の81.7%を占め、次に第5号、第2号、第6号適用の順で続いていた。

◆自治令第167条の2第1項の各号数について

- (1号) 少額の契約
- (2号) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
- (3号) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき
- (4号) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等の契約をするとき
- (5号) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

- (6号) 競争入札に付することが不利なもの
- (7号) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの
- (8号) 競争入札に付し入札者又は落札者がないとき
- (9号) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき

◆適用号数について

	平成	27 年度	平成	28 年度	平成	29 年度	全	全 体
号 数	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1号	120	79.5%	141	79.7%	86	88.6%	347	81.7%
2 号	12	7.9%	10	5.6%	2	2.1%	24	5.6%
3 号	1	1	1		1	1	1	1
4号	1					1		1
5 号	15	9.9%	21	11.9%	6	6.2%	42	9.9%
6 号	4	2.7%	5	2.8%	3	3.1%	12	2.8%
7号	1					1		1
8号		_	_	_		_		_
9 号								
合 計	151	100.0%	177	100.0%	97	100.0%	425	100.0%

[※]平成29年度は、平成29年8月末現在

4 見積業者数について

各所属から提出された調査票を集計した結果、見積業者1社が全体の64.5%を占め、次に3社、4社、5社、6社、2社、7社の順であった。

◆見積業者数について

	- 7 - 12 13 1 1 1 2 2 1							
	平成	27 年度	平成	28 年度	平成	29 年度	全	全体 体
見積業者数	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 社	93	61.6%	117	66.1%	64	66.0%	274	64.5%
2 社	4	2.6%			_		4	0.9%
3 社	31	20.5%	39	22.0%	27	27.8%	97	22.8%
4 社	16	10.6%	12	6.8%	2	2.1%	30	7.1%
5 社	6	4.0%	9	5.1%	2	2.1%	17	4.0%
6 社	1	0.7%			1	1.0%	2	0.5%
7 社	_	_		_	1	1.0%	1	0.2%
合 計	151	100.0%	177	100.0%	97	100.0%	425	100.0%

[※]平成29年度は、平成29年8月末現在

5 1社見積りの理由について

各所属から提出された調査票を集計した結果、「緊急のため」が全体の63.4%を占め、次に「保守(施工)等を実施しているため」、「他社では出来ないため」、「精通(熟知)しているため」の順で続いていた。

◆1 社見積りの理由について

	平成	27 年度	平成	平成 28 年度		平成 29 年度		全 体	
理 由	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
緊急のため	59	63.4%	72	61.5%	42	65.6%	173	63.4%	
他社では出来ない	14	15.1%	10	8.5%	2	3.1%	26	9.5%	
保守 (施工) 等を実施	15	16.1%	21	18.0%	10	15.6%	46	16.8%	
精通(熟知)している		1	8	6.8%	6	9.4%	14	5.1%	
他の業者では不利	4	4.3%	4	3.4%	2	3.1%	10	3.7%	
当該業者が適当	1	1.1%	1	0.9%	1	1.6%	3	1.1%	
その他	_	_	1	0.9%	1	1.6%	1	0.4%	
合 計	93	100.0%	117	100.0%	64	100.0%	273	100.0%	

※平成29年度は、平成29年8月末現在

6 予定価格の作成について

各所属から提出された調査票を集計した結果、予定価格の作成について、「有」が 67.5%、「無」が 32.5%であった。

◆予定価格の作成について

	平成	27 年度	平成	28 年度	平成	29 年度	全	体
区分	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
有	106	70.2%	123	69.5%	58	59.8%	287	67.5%
無	45	29.8%	54	30.5%	39	40.2%	138	32.5%
合 計	151	100.0%	177	100.0%	97	100.0%	425	100.0%

※平成29年度は、平成29年8月末現在

7 契約書・請書の作成について

各所属から提出された調査票を集計した結果、契約書・請書の作成について、「契約書」が23.3%、「請書」が76.7%であり、全ての契約において作成されていた。

◆契約書・請書の作成について

	平成	27 年度	平成	28 年度	平成	29 年度	全	体
区分	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
契約書	36	23.8%	40	22.6%	23	23.7%	99	23.3%
請書	115	76.2%	137	77.4%	74	76.3%	326	76.7%
無	_	_	_	_				
合 計	151	100.0%	177	100.0%	97	100.0%	425	100.0%

[※]平成29年度は、平成29年8月末現在

8 契約システムの入力について

各所属から提出された調査票を集計した結果、契約システムの入力について、「有」が 44.0%、「無」が 56.0%であった。

◆契約システムの入力について

	平成	27 年度	平成	28 年度	平成	29 年度	全	体
区分	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
有	73	48.3%	78	44.1%	36	37.1%	187	44.0%
無	78	51.7%	99	55.9%	61	62.9%	238	56.0%
合 計	151	100.0%	177	100.0%	97	100.0%	425	100.0%

[※]平成29年度は、平成29年8月末現在

第3 監査の結果と意見

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	自治令の 適用号数 について	調査票を集計した結果、 自治令第167条の2第1項 第2号、第5号、第6号が 適用されていた。	今回の監査では、予定価格 130 万円未満の工事(修繕工事を含む。)が対象であることから、全て自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号(少額の契約)が適用となる。他の号数を適用していることは誤りであるので、正しく適用すべきである。また、他の号数と併合する場合においても、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を優先適用すべきである。
2	1 社によ る随意 約理由等	1社から見積書を徴取する随意契約(以下、「1社 随契」という。)が、全体 の64.5%を占めていた。 1社随契の理由として、 「緊急のため」が全体の 63.4%であった。 緊急で行っていたもの の多くは、漏水等による修 繕工事であった。	随意契約は、恣意的に相手方を選定でき 比較的簡便に契約できる反面、契約金額が 高止まりとなるリスクがある。 緊急に修繕工事を行うことのないよう に、計画的に修繕を実施していただきたい。
	について	随意契約理由書に 1 社 随契の理由が記載されて いないものがあった。 監査時に該当課に、1 社 随契をした理由について 確認したところ、「近隣の 業者であったため。」との 回答であった。	「近隣の業者である。」ということが 1 社随契する理由とはならない。なぜ随意契 約としたのか、なぜ当該業者と 1 社随契と したのか具体的な理由を記載すべきであ る。 安易に 1 社随契とせず、見積合わせも十 分に検討した上で実施していただきたい。

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		施設設備の修繕工事が 年度内に複数回行われ、いずれも同一業者で施工されていた。 監査時に該当課に確認したところ、「特殊な工事であるため、他の業者での施工ができない。」旨の回答であった。	この業者でしか施工できないとの回答で あったが、別々に締結されている契約をま とめるなど、少しでも安価に契約できるよ うに工夫していただきたい。
3	予定価格について	全体の32.5%において、 予定価格が定められてい なかった。	瑞穂市契約規則(以下、「契約規則」という。)第24条の2では、「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第11条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、特に必要がないときは、予定価格書の作成を省略することができる。」と規定されていることから、予定価格を定めるとともに、特段の理由がなければ予定価格書を作成すべきである。
		予定価格に対する契約 金額の比率が 56.8%のも のが存在していた。 監査時に該当課に確認 したところ、設計時の見積 りは、1社であった。	設計価格は予定価格を決定するための基礎となる価格である。 契約担当課から設計時の見積りは3社以上徴取する旨の指示が出されていることから、適切に契約事務を実施されたい。
4	契約シス テムにつ いて	契約システムに入力していない場合が全体の56.0%であった。また、監査時に該当課に聞き取りを行ったところ、「今後は入力を行う。」との回答を受けた。	課によって契約システムの入力に差異が 生じていることから、契約システムの入力 について、市で統一を図っていただきたい。

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
5	契約事務 処理要領 について	契約事務処理要領において、予定価格が50万円以上130万円未満の場合は、契約書を作成するように記載されている。調査票にて回答のあった中で、予定価格は50万円以上であったが、見積合わせの結果、50万円未満であったため、請書が作成されていた。	契約書の作成を省略できる場合として、 契約規則第27条では、「令第167条の5第 1項の規定により契約担当者が定めた資格 を有する者による一般競争契約、指名競争 契約又は随意契約で、その金額が50万円を 超えないとき。」と規定していることから、 事務処理要領の記載が規則の規定と異なっ ている。 正しく記載していただくとともに、他に も不整合の箇所がないか確認していただき たい。

以上